

部活動ガイドライン



石巻市立河南東中学校

初版（20200120版）

令和3年4月

1 部活動等の意義

(1) 部活動等の意義

中学校における部活動は、生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたってスポーツや文化、芸術に親しんだり、追求したりする能力を高め、あわせて、体力の向上や健康の増進を図るものである。

また、学年や学級の枠を超えた人間関係の中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等の社会性や自己肯定感を高めることを目的としている。

これまで本校における部活動は、運動部における競技力の向上や各競技の普及、吹奏楽部における演奏等の技能の向上、総合文化部においては各種コンクールや文化祭等での作品応募、展示等、その果たしてきた役割は多大なものがある。さらに、部活動を通して、同じ目的を持った生徒と担当教師との関わりの中で「目標に向かって努力を継続することの大切さ」「互いを思いやる心や好ましい人間関係、連帯感等の社会性の涵養」等、「人間教育」に果たしてきた役割は大きい。

石巻市教育振興基本計画の目標に示された、「豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進」を具現するために、学校における特設活動・部活動は意義のある教育活動である。

(2) 部活動の位置づけ

平成29年3月告示の「中学校学習指導要領総則」に以下のように明記されている。

中学校学習指導要領 総則 第3章第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ) 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

部活動の位置づけは教育課程外とされているが、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要になる。また、児童生徒も担当教師も無理なく、特設活動・部活動に取り組めるような持続可能な運営体制が求められる。

2 本校における部活動等の現状

(1) 部員数について

本校における部員数の推移について調査した結果、以下のようになっている。

	2019年度						2020年度						2021年度					
	1 男	1 女	2 男	2 女	3 男	3 女	1 男	1 女	2 男	2 女	3 男	3 女	1 男	1 女	2 男	2 女	3 男	3 女
野球	8	0	3	0	8	0	7	0	8	0	3	0	9	0	7	0	7	0
サッカー	13	2	5	0	13	0	6	0	13	2	5	0	3	4	6	0	13	2
女子テニス	△	10	△	5	△	17	△	14	△	11	△	5	△	5	△	14	△	11
バレー	6	11	5	7	6	6	6	4	6	8	5	5	1	7	6	4	6	8
バスケ	6	4	2	7	3	2	7	1	6	3	1	7	6	△	6	1	6	3
卓球	3	2	8	4	6	5	11	12	3	2	9	4	6	5	11	11	3	2
剣道	5	0	5	4	5	4	3	2	5	0	10	3	2	3	3	2	5	0
柔道	2	0	4	7	1	2	1	3	2	0	4	4	0	3	1	3	2	0
吹奏楽	3	7	0	13	2	6	13	2	3	8	0	11	2	4	2	13	4	7
総合文化	0	2	2	1	2	7	4	10	1	6	2	7	6	13	4	12	1	7
総合運動	3	0	2	0	5	0	7	0	3	0	3	2	6	1	7	0	3	0

- ・毎年転部する生徒がおり、理由は部内での人間関係、目標変更、意欲衰退、家庭の事情など様々である。
- ・総合運動部には外部のスポーツチームに所属している生徒が所属するケースがほとんどである。
- ・本校は広大な敷地、施設・設備に恵まれている環境から、どの部活動も活動場所で苦慮することはほとんどなく、他校と比較しても恵まれている方である。
- ・部活動名が斜体になっているものは、外部指導者を導入している部活動である。

(2) 任意加入制について ※令和3年度入学生より実施

- ①入学後、部活動の見学・体験等は全員実施。
- ②体験等を通して、部活動に入部するか、入部しないかを選択することができる。
- ③以下の理由の生徒は、入部をしなくてもよい。

例1. 外部での活動(クラブチーム・習い事など)を中心に活動する生徒。
 例2. 健康面など特別な理由で、部活動を行うことが困難な生徒。

- ④任意加入制度は、令和3年度以降の新入生を対象とする。
 - ⑤入部した生徒は、3年間継続することを原則とする。
 - ⑥入部しない生徒は、無所属扱いとする。
- (全校や学年など、部活動単位で行動する場合は、総合運動部と一緒に活動する。)

3 これからの活動

(1) 休養日の設定について

- 石巻地区校長会、石巻地区中学校体育連盟から示されたことを踏まえ、それに準ずる形で実施するものとする。
- 平日（月～金）は週に少なくとも一日の休養日を設定する。（本校の場合は、月曜日を部活動休養日として設定する）
- 土・日のいずれかに活動した場合には他の一日を休養日にあてるが、ハイシーズンは除くものとする。
- 長期休業中の部活動については、原則的に大会、強化練習会を含めて土日の活動を禁止する。ただし、中体連主催事業を除く。（県中総体、東北大会、全国大会）
- 部活動の顧問は、4月中旬までに宮城県教育委員会スポーツ健康課で示している様式に沿って、年間の休養日が105日以上になるように年間計画を作成し校長に提出し承認を受けることとする。

(2) 活動時間について

授 業 日	4月～10月：90分 11月～ 3月：60分
長期休業中	3時間以内
週 休 日	3時間以内

- 指導者は効率よい活動を心掛け、生徒への身体的な負担を軽減させ、安全に事故なく集中して活動に専念できる環境づくりを目指すこと。
- 指導者は、「活動量」から「より質の高い活動」へ、「量より質」を重視した考え方に転換を図ること。
- 活動時間は学校で示す時間帯の中で実施するものとし、朝練習、夜練習は行わない。
- 親の会主催での活動、スポーツ少年団と称した活動は、本来の部活動の趣旨から外れるものなので、学校での活動は認めない。

(3) 顧問の負担軽減のため

- 部活動顧問の身体的、精神的負担を軽減するために、事前に保護者の承諾を得れば、顧問の引率なしで外部指導者の指導の下で活動することを許可する。
- 部活動顧問と保護者、外部指導者との適切な連携を図り、事前申請、事後報告を確実にを行うこと。

(4) 外部指導者

- 外部指導者となる条件を以下のように定める。
 - ① 外部指導者は校長が委嘱する。
 - ② 成人であること。

- ③ 長期にわたって指導・支援ができること。
- ④ 原則，保護者は認めない。
- ⑤ 日本スポーツ協会公認指導者資格を有することが望ましい。
- ⑥ 学校との協力関係を築けること。
- ⑦ 指導者としての使命感，指導観を持ち，専門の指導を通して人間力を向上させようという意欲があること。
- ⑧ 無給であっても不平不満を漏らさないこと。
- ⑨ 指導中に知り得た個人情報等を外部に漏らさないこと。

(5) 学校として

・宮城県教育委員会が策定した「部活動でのガイドライン及び部活動指導の手引き」や石巻市校長会から通知した「部活動の在り方」に則り，本校の部活動指針を策定し，毎年PTA総会資料に含め、全体に公表する。

① 参加する大会，コンクール等の精選

年度当初の計画に準じて，生徒，教職員，保護者の身体的，精神的負担及び過重とならないよう精選するものとする。

② 勝利至上主義・結果優先に陥らない指導

部活動等の意義や目的を十分に理解し，行き過ぎた指導にならないようにする。

③ 体罰，いじめ等の防止

・体罰，暴言，セクハラ等の絶無

・技術指導に留まらず，生徒同士の人間関係についても十分把握して指導し，いじめ防止に努める。

④ 指導体制の整備

・できるだけ複数顧問制としたいが，教職員の人数と部活動数が合わない現状から当分の間は限られた部活動に限定される。

・生徒数の減少を見越して，「部活動の休部・廃部に関する規定」の作成を行う。

⑤ 保護者との連携

・保護者に部活動の意義や運営に関して正しく理解してもらい，指導者と保護者が連携して活動に取り組むようにする。

・保護者の負担軽減に努める。

⑥ 指導者自身の修養と休養

・休養日の設定により確保できる時間を，自己啓発や休養，趣味，家族との時間等に充てるなど有意義な時間になるようにする。